

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 保険料の賦課限度額の見直し（第13条の6及び第13条の12）

区 分	改正前	改正後
基礎賦課限度額	<u>61万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金等賦課限度額	19万円	19万円
介護納付金賦課限度額	<u>16万円</u>	<u>17万円</u>
合 計	<u>96万円</u>	<u>99万円</u>

(2) 低所得世帯に対する保険料軽減判定基準額の見直し  
（第18条第1項第2号及び第3号）

区 分	改正前	改正後
5割軽減判定基準額	基礎控除額（33万円） + <u>28万円</u> × （被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>28.5万円</u> × （被保険者数）
2割軽減判定基準額	基礎控除額（33万円） + <u>51万円</u> × （被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>52万円</u> × （被保険者数）

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

2. 適用

令和2年度分の保険料から適用